

75 歳  
以上の方へ

4月から

後期高齢者医療制度が始まります!



4月から老人保健制度に代わって、新しく「後期高齢者医療制度」が始まります。医療費が増大していくなか、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、国民の皆さんが安心して、医療保険を利用していくための制度です。

新しく設立された東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となり、資格管理、財政運営など制度運営の全般を行います。保険料の徴収などの窓口業務は、市が行います。

4月1日から係の名称が変わります。

**新** 健康年金課後期高齢者医療係

**旧** 健康年金課医療助成係

内線番号等は変わりありません。

健康年金課 ☎(☎460 - 9823)

**Q.** 対象者は?

**A.** 75歳以上の方(75歳の誕生日から加入)  
65歳以上75歳未満の一定の障害がある方

対象者は、それまで入っていた医療保険を脱退して、後期高齢者医療制度に加入します。



手続きの必要はありません。

**Q.** 保険証はどうなるの?

**A.** 新しい保険証が1人1枚交付されます。  
医療を受けるときは、必ずご提示ください。

新しい保険証は3月末までに送付します。

4月1日以降に75歳になる方は、誕生日までに送付します。

老人保健法による医療受給者証は、必要なくなります。



**Q.** 保険料はどうするの?

**A.** 保険料は、加入者全員が納めます。

所得に応じて、個人ごとに保険料を計算します。これまで、健康保険などの被扶養者だった方も保険料がかかります。

保険料は、原則として年金から天引きになります。

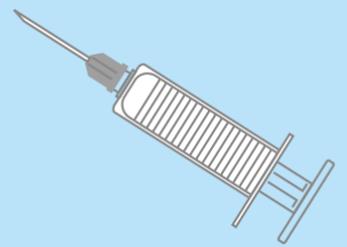
年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合計した額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替などで市へ納めます。

**Q.** 自己負担割合は?

**A.** 医療費の自己負担割合は変わりません。

医療費の自己負担割合は1割  
(現役並み所得者は3割)

現在の老人保健制度と同じです。



保険料の決まり方!!

保険料(年額)	=	均等割額(被保険者全員が等しく負担)	+	所得割額(所得に応じて負担)
1年間の保険料の限度額は50万円		3万7,800円(年額)		基礎控除後の総所得金額等 × 6.56% (所得割率)

均等割額の軽減  
世帯の所得に応じて、7割・5割・2割と軽減されます。

所得割額の軽減 (東京都後期高齢者医療広域連合抜白政策による)  
22年3月まで、総所得金額等から基礎控除33万円を引いた金額が55万円(年金収入が年間208万円以下の方が対象です。

保険料の軽減措置があります!!

被用者保険の被扶養者である方  
市国保、組合国保の方は対象ではありません。

平成20年4月～9月	均等割額	負担なし
	所得割額	負担なし
平成20年10月～21年3月	均等割額	9割軽減
	所得割額	負担なし
平成21年4月～22年3月	均等割額	5割軽減
	所得割額	負担なし

「広域連合お問合せセンター」

3月10日から「東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター」を設置します。制度についてわからない点など、お気軽にお問い合わせください。

設置期間 3月10日～平成21年3月31日

(土・日曜日、祝日を除く平日午前9時～午後5時)

☎ 0570 - 086 - 519 (ハローコウイキ)

FAX 0570 - 086 - 075 (ハロー75)

✉ call@tokyo-kouikicenter.jp